

令和2年度 韮崎市介護保険事業 特徴分析等報告 (R2.7.13)

平成30年度から3年間を計画期間とする「韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」では、高齢者に対する自立支援と重度化防止に重点が置かれています。

その中には本市における介護保険事業の特徴を分析するなどし、その情報を広く公開することにより、地域における問題意識の高まりを目指していく仕組みも含まれています。

この度、令和元年度事業が終了したことに伴い、全国で広く利用されている地域包括ケア「見える化」システムによる本市の地域分析結果概要等を次のとおり報告し、介護保険事業の現状を広く共有するきっかけといたします。

1：介護保険事業関連地域分析

No.	項目	令和元年度			平成30年度（参考）			単位
		韮崎市	県平均	全国平均	韮崎市	県平均	全国平均	
①	認定率【認定率＝認定者総数／第1号被保険者】	13.0	15.6	18.5	12.9	15.7	18.3	%
②	重度認定率（要介護3～5）	6.4	6.5	6.3	6.3	6.5	6.3	%
③	軽度認定率（要支援1～要介護2）	6.1	8.0	12.0	6.0	7.7	11.7	%
④	受給率（施設サービス）【受給率＝受給者数／第1号被保険者】	2.6	3.2	2.8	2.6	3.2	2.8	%
⑤	受給率（居住系サービス）	0.5	0.6	1.3	0.5	0.6	1.3	%
⑥	受給率（在宅サービス）	8.4	9.6	9.8	8.4	9.6	9.6	%
⑦	受給者1人あたり給付月額※（訪問介護）【※＝給付費／受給者】	56,562	54,512	69,017	54,180	53,259	67,508	円
⑧	受給者1人あたり給付月額（通所介護）	98,875	92,397	81,920	105,686	91,639	81,634	円
⑨	受給者1人あたり給付月額（短期入所生活介護）	129,464	123,483	96,050	133,888	120,681	94,862	円
⑩	受給者1人あたり給付月額（通所リハビリテーション）	81,979	63,393	58,733	79,486	64,233	60,127	円
⑪	受給者1人あたり給付月額（認知症対応型共同生活介護）	239,962	248,590	254,051	236,206	245,208	252,204	円

- ①本市の要介護（要支援）認定率は13.0%と山梨県平均・全国平均より低い状況にあります。介護サービスを必要とせずに生活していらっしゃる高齢者が多いものと考えられます。
- ②全体の認定率は①のとおり低いものの、本市の重度認定率6.4は山梨県平均・全国平均と同水準の状況にあります。
- ③重度認定率は②のとおり高いものの、本市の軽度認定率6.1%は山梨県平均より低く、全国平均と比較するとさらに低くなっています。
- ④本市の施設サービス受給率は全国平均と同水準であり、山梨県平均よりやや低くなっております。
- ⑤本市の居住系サービス受給率は山梨県平均と同水準ですが、全国平均の約半分です。これは認知症対応型共同生活介護など対象となる施設数が少ないためと考えられます。
- ⑥本市の在宅サービス受給率は山梨県平均・全国平均より低い状況にあります。

⑦～⑪

主な介護サービスの受給者1人当たり給付月額の特徴としては、訪問介護では全国平均より低くなっていますが、通所介護・短期入所生活介護・通所リハビリテーションでは全国平均より高くなっており、山梨県平均と同様かそれ以上の状況にあります。

また、認知症対応型共同生活介護では山梨県平均・全国平均より低い状況にあります。

なお、昨年度と比較すると訪問介護・通所リハビリテーション・認知症対応型共同生活介護の受給者1人当たり給付月額が増えている状況です。

※一部の項目で多少の差はありますが、過去の経年変化において、いずれの項目も全国平均や山梨県平均との比較関係は、上記とほぼ同様な状況が継続しています。

◎本市で65歳以上を対象とした介護保険料基準月額(H30～H32)は5,128円であり、これは第6期計画期間(H27～H29)と同一金額に据え置かれています。また、山梨県内27市町村の中でも、23番目となる低額です(県内平均5,839円)。

これは山梨県民の長い健康寿命を背景に、韮崎市民の良い健康状況、高い健康意識、各種介護予防事業の成果と考えられます。

また、①の認定率や④～⑥の受給率の状況が広く波及した結果とも考えられますが、その一方で②や⑧～⑩のように懸念される材料も多く、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化率や認定率の上昇が懸念されている2025年に向けて介護保険給付費の増加も見込まれています。

多くの方が健康で介護サービスを受けずに生活し続けることで、地域の介護保険料は低く抑制することができます。超高齢社会の現代、自分が健康でいるという「自助」が、地域における「共助」にもつながっていきます。

2：2025年の介護保険サービス見込量等推計(第7期計画)

	項目	H29(2017)年_a	R7(2025年)_b	増減	単位	b/a
①	第1号被保険者	8,575	8,883	308	人	103.6%
②	要介護(支援)認定者	1,113	1,308	195	人	117.5%
③	介護保険標準給付費計	2,091,293	2,810,808	719,515	千円	134.4%
④	介護保険料基準月額	5,128	?	?	円	?

【参考】

H29_a	R1_c	増減	c/a
8,575	8,790	215	102.5%
1,113	1,170	57	105.1%
2,091,293	2,204,344	113,051	105.4%
5,128	5,128	0	100.0%

【2017年と2025年の比較考察】

- ①主な介護保険対象者である65歳以上の人口(第1号被保険者)は、超高齢社会による高齢化率の上昇を受け、増加傾向です。
- ②高齢化率の上昇を受け、要介護(支援)の認定を受ける方も増加傾向にあります。②/①=14.7%と認定率も上昇見込みです。
- ③上記①・②など対象者の増加を受け、介護保険標準給付費は年間約90,000千円のペースで増加していくことが見込まれています。
なお、令和元年度にはこの増加ペースが鈍化しております。
- ④上記③を受け、現在は月額5,128円の介護保険料基準額も、今後相応の値上げを迫られる可能性があります。